

議案第 73 号

市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例等の一部を改正する条例案を次のように提出する。

令和 8 年 6 月 12 日

三次市長 福 岡 誠 志

市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例等の一部を改正する
条例（案）

（市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部改正）

第 1 条 市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例（令和 2 年三次市条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「第 243 条の 2 の 7 第 1 項」を「第 243 条の 2 の 8 第 1 項」に
、「第 243 条の 2 の 8 第 3 項」を「第 243 条の 2 の 9 第 3 項」に改める。

第 2 条中「第 243 条の 2 の 7 第 1 項」を「第 243 条の 2 の 8 第 1 項」に
改め、同条第 1 号中「第 173 条の 4 第 1 項第 1 号」を「第 173 条の 5 第 1
項第 1 号」に改める。

（三次市下水道事業の設置等に関する条例の一部改正）

第 2 条 三次市下水道事業の設置等に関する条例（平成 30 年三次市条例第 45 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条中「第 243 条の 2 の 8 第 8 項」を「第 243 条の 2 の 9 第 8 項」に
改める。

（三次市病院事業の設置等に関する条例の一部改正）

第3条 三次市病院事業の設置等に関する条例（平成16年三次市条例第249号）の一部を次のように改正する。

第4条中「第243条の2の8第8項」を「第243条の2の9第8項」に改める。

附 則

この条例は、令和8年9月24日から施行する。